

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い水道料金等を改定します

加須市下水道条例等の一部改正

■ 条例改正の背景

社会保障と税の一体改革の一環として、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）等により、消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率等」という。）が10%に引き上げられることが予定されていることから、「下水道使用料」、「農業集落排水処理施設使用料」並びに「水道料金」及び「加入分担金」（以下「料金等」という。）へ消費税率等の引上げに伴う転嫁措置を講じようとするものです。

■ 一部改正の対象となる条例

- ・ 加須市下水道条例（下水道使用料）
- ・ 加須市農業集落排水処理施設条例（農業集落排水処理施設使用料）
- ・ 加須市水道事業給水条例（水道料金及び加入分担金）

■ 条例改正の主な内容

消費税率等の引上げ（8%→10%）に伴う適切な転嫁措置として、増税相当分を加味した使用料並びに料金及び加入分担金に改める。

■ 条例の施行日

令和元年10月1日

■ 経過措置

税制抜本改革法附則第5条第2項に規定する経過措置を踏まえ、施行日をまたぎ、同日前から継続使用している公共下水道等の使用料及び料金について、11月定例検針まで旧税率（8%）を適用する。

消費税率等の引上げに伴う水道料金等の比較（一般家庭への影響）

（単位：円/2箇月）

水道料金			下水道使用料			農集使用料		
旧税率	新税率	増減	旧税率	新税率	増減	旧税率	新税率	増減
5,604	5,720	116	3,830	3,904	74	6,964	7,088	124

【比較条件】 水道口径：13mm、2か月の使用水量40立方メートルの場合